

貨物自動車運送事業 新規許可申請の流れ

経営許可申請書を提出（受理）

運輸支局の窓口に申請書を提出してください。

法令試験

法令試験の実施月は各奇数月の20日前後
試験実施日の約10日前までに実施通知を郵送します。
また、再試験の実施月は1回目の試験の2か月後となります。

不合格

再試験

不合格

合格

合格

再試験不合格の場合は却下処分となります。
(申請の取下げをすることは可能です。)

書類審査・補正

※法令試験合格＝許可ではありません。
※試験合格を証する書面の交付はありません。

許可

申請書受理から許可までの標準処理期間は一般貨物自動車運送事業の場合、3～5か月、特定貨物自動車運送事業の場合、2～4か月です。
(書類補正等に要する時間により、これらの月数を超える場合があります。なお、標準処理期間の算定には書類補正等に要する時間は、含まれません。)

登録免許税の納付

許可書交付・説明会

許可書の交付以降の手続きは
運輸支局からの説明に沿って
行ってください。

保険関係等各種手続き、開業準備

運輸開始前の確認報告

運輸料金設定届
運輸開始届

【お問合せ先】 東北運輸局自動車交通部貨物課 [TEL:022-791-7531](tel:022-791-7531)